

iDeCo加入者の拠出限度額

お勤めしている事業所が確定給付企業年金（DB＜企業年金基金＞）を実施している場合、iDeCoの加入者は、DB等「掛金相当額」を用いて拠出限度額を算定します。（令和6年12月～）

企業型確定給付年金(DB)に加入している方のiDeCoの拠出限度額の計算(月額)

• iDeCoの拠出限度額 = (上限：2万円)

月額5.5万円 - (DCの事業主掛金額 + DB等の他制度 * 「掛金相当額」)

* 「DB等掛金相当額」：事業所が当基金以外のDBを実施している場合は、その「掛金相当額」も合算して計算します。

◆全国卸商業団地企業年金基金の * 「掛金相当額」 ◆ (令和6年12月現在)

加入者の属する型	掛金相当額 (月額)
第1型 (標準掛金：0.9%)	3,000円
第2型 (標準掛金：1.8%)	5,000円
第3型 (標準掛金：2.7%)	8,000円
第4型 (標準掛金：3.6%)	10,000円

※加入者の属する型：事業所によって属する型が異なります。

※お勤めの事業所の属する型がご不明な場合は、当基金または事業所のご担当者へお問合せください。

- 「掛金相当額」は、全加入者同一のもので、加入者の平均的な基準給与を基に計算します。
- 制度変更や財政再計算などで見直しますので、変更となる場合があります。